非上場株式等についての納税猶予の 贈与税／相続税 の免除申請書（災害等免除）（一般措置）

税務署受付印

令和＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長

〒
住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法 第70条の７第32項／第70条の７の２第33項／第70条の７の４第17項 の規定により納税の猶予に係る猶予中の 贈与税／相続税 について、

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

１　この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　該当する事由にレ点を付してください。

□　①　租税特別措置法（第70条の７第32項第１号・第70条の７の２第33項第１号）に該当

（譲渡等をした日）　＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

（譲渡先の氏名又は名称）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（譲渡先の住所又は所在地）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□　②　租税特別措置法（第70条の７第32項第２号・第70条の７の２第33項第２号）に該当

（破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日）　＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

（解散をした日）　＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

２　１の事情の詳細

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（裏）

《 添 付 書 類 等 》

この申請書は、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法第70条の７第30項各号又は同法第70条の７の２第31項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限ります。）内に、譲渡等の一定の事由が生じたときにおいて、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、免除の事由に該当することとなった日から２か月以内（その該当することとなった日から２か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月以内）にこの申請書に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」及び関係書類を添付して提出する必要があります。

１　租税特別措置法（第70条の７第32項第１号・第70条の７の２第33項第１号）に該当する場合とは、

①　経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

（注）　上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の８第40項、同令第40条の８の２第45項、租税特別措置法施行規則第23条の９第35項及び同令第23条の10第33項に定める者をいいます。

②　民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合をいいます。

（注）　上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の８第41項又は同令第40条の８の２第46項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の８第41項又は同令第40条の８の２第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

１　譲渡等があったことを明らかにする書類

２　譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）

３　「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）

４　その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

１　次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類

・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類

・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類

・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類

２　譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）

３　「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）

４　その他参考となる書類

２　租税特別措置法（第70条の７第32項第２号・第70条の７の２第33項第２号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

１　破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類

２　「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）

３　その他参考となる書類

（注１）　認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前の猶予中贈与税・相続税額をいいます。

（注２）　「対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の９第36項又は同令第23条の10第34項に定める金額をいいます。

（注３）　認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前５年間に支払われたもの又は認定（贈与・相続）承継会社の解散前５年間に支払われたものをいいます。

（注４）　「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の７第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の７の２第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」及び同法第70条の７の４第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

（注５）　「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。